

第33号議案

令和9年度滋賀県立中学校入学者選抜要項について

令和9年度滋賀県立中学校入学者選抜要項を次のとおり定める。

令和8年9月2日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

令和8年（2026年）9月2日
9月定例教育委員会
第33号議案

令和9年度（2027年度）

滋賀県立中学校入学者選抜要項

滋賀県教育委員会

令和9年度滋賀県立中学校入学者選抜の主な日程

【出願準備】

- ①所属する小学校または義務教育学校へ「出願関係書類作成依頼書」を提出（令和8年11月2日（月）以降）。出願に関する書類を受け取る。
 ②出願に関する書類を提出後、志願する県立中学校へのWebによる出願申請に係る文書を受け取る。
 ※出願の詳細については、別紙「滋賀県立中学校入学者選抜出願マニュアル」を参照のこと。

月	日	曜	特別出願許可申請期間 (来庁受付)	出願手続・検査日・発表日等
R8.11	24	火	特別出願許可申請	
	25	水		
	26	木		
	27	金		Webによる出願申請 県中:ペイジー申請承認
	28	土		
	29	日		
	30	月		
12	1	火		
	2	水		
	3	木		
	4	金		～13:00 ～16:00
	5	土		
	6	日		
	7	月		
	8	火		↓ペイジー利用での納付期限 ※
	9	水		出願関係書類提出(小→県中)9:00～16:00
	10	木		
	11	金		↓(郵送の場合11日(金)必着)
	12	土		
	13	日		
	14	月		受検票交付(県中→小)
	15	火		受検票交付(小→出願者)
	16	水		
	17	木		
	18	金		
	19	土		
	20	日		
	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木		
	25	金		
	26	土		
	27	日		
	28	月		
	29	火		
	30	水		
	31	木		
R9.1	1	金		
	2	土		
	3	日		
	4	月		
	5	火		
	6	水		
	7	木		
	8	金		
	9	土		検査
	10	日		
	11	月		(成人の日)
	12	火		追検査申請期間
	13	水		
	14	木		
	15	金		
	16	土		追検査
	17	日		
	18	月		
	19	火		
	20	水		発表15:00(各校のウェブページでの発表のみ)
	21	木		検査結果提供(～2/19)
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金		市区町村への届出(保護者等→市区町村)

※ クレジットカード利用の場合は、申請時に入学者選抜手数料の納付もあわせて行う。

目 次

令和9年度滋賀県立中学校入学者選抜要項	1
第1 募 集	1
第2 出願資格	1
第3 出 願	1
第4 出願手続	1
第5 選 抜	3
第6 不正出願による入学許可の取消し	4
第7 入学者選抜結果の本人への提供	5
第8 そ の 他	5

令和9年度滋賀県立中学校入学者選抜要項

令和9年度における滋賀県立河瀬中学校、滋賀県立守山中学校、滋賀県立水口東中学校、（以下「県立中学校」という。）の入学者に係る選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

第1 募 集

募集定員は、それぞれ70人とする。

第2 出願資格

令和9年3月に小学校または義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）を卒業し、または修了する見込みの者。

第3 出 願

- 1 入学志願者（以下「志願者」という。）は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「管理運営等規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、その保護者等（親権者または未成年後見人をいう。）が県内に居住するときは、その志願する中学校に出願することができる。なお、その保護者等が県外に居住するときは、管理運営等規則第11条の2の規定に基づく許可を受けた者に限って、出願することができる。
- 2 出願は、1人1校限りとする。

第4 出願手続

出願手続の一部に、滋賀県のウェブサービスである「しがネット受付サービス」を用いた出願申請（以下、「Web出願申請」という。）を用いる。

- 1 志願者は、在学している小学校等の校長（以下、「小学校長」という。）へ、出願関係書類作成依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 2 出願書類の作成
小学校長は、以下の(1)から(3)に掲げる書類を志願者に配付し、志願者は書類を作成して小学校長に提出する。
 - (1) 受検票（様式第2号） 令和8年9月以降に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真（縦4cm、横3cm）を受検票の所定の欄に貼らなければならない。
 - (2) 写真票（様式第3号） 令和8年9月以降に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真（縦4cm、横3cm）を写真票の所定の欄に貼らなければならない。
 - (3) 入学確約書（様式第4号） 志願者は、入学許可を受けた場合には、出願先中学校に入学することをあらかじめ確約しなければならない。

(4) 特別出願に係る許可書（様式第 14 号）

ア 管理運営等規則第 11 条の 2 の規定に基づく特別事情による志願者は、滋賀県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の許可を受け、特別出願許可書の写しを添付しなければならない。詳細な手続きについては、別に定める「滋賀県立中学校特別事情による出願について」を参考にすること。

イ 特別出願許可申請期間 令和 8 年 11 月 24 日（火）から令和 8 年 12 月 3 日（木）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。

(5) 住民票記載事項証明書 保護者等が滋賀県内に居住し、かつ県外の小学校等に在籍している者は、保護者等の住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

3 Web 出願申請に係る案内文書等の配付

小学校長は、志願者に対し、志願する県立中学校の Web 出願申請に係る案内文書（以下、「出願案内文書」という。）および Web 出願申請時に入力する情報を記した志願者基本情報記載表を配付する。

4 Web 出願申請

(1) 志願者は、出願案内文書および志願者基本情報記載表に基づいて Web 出願申請を行い、出願情報を登録する。

(2) Web 出願申請できるのは 1 回のみとし、修正・変更や取り下げを行うことはできない。

(3) Web 出願申請の期間は、令和 8 年 11 月 27 日（金）から 12 月 4 日（金）午後 1 時までとする。

5 入学者選抜手数料（以下「手数料」という。）

(1) 志願者は、しがネット受付サービスで手数料 2,200 円を納付しなければならない。

(2) 手数料は、クレジットカードまたはペイジーにより納付する。

(3) クレジットカードによる納付は、Web 出願申請時に行う。

(4) ペイジーによる納付は、Web 出願申請後、所定の支払い処理に則って納付する。
ペイジーによる納付の期限は、令和 8 年 12 月 8 日（火）までとする。

(5) 手数料の納付後、クレジットカードを用いた場合は申請完了メールについて、ペイジーを用いた場合は決済完了メールについて、小学校長の確認を受ける。

(6) 一度納付された手数料の返還は行われない。

6 小学校長の作成書類

小学校長は、5 (5) により、志願者が手数料を納付していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、次に掲げる書類を作成し、2 の各号で示す志願者から提出された出願書類とともに、出願する県立中学校の校長（以下、「出願先中学校長」という。）に提出するものとする。

(1) 個人調査報告書（様式第 5 号）

(2) 出願者一覧表（様式第 6 号）（2 通）

(3) 送付書（様式第 7 号）

7 提出期日等

- (1) 小学校長から出願先中学校長に出願関係書類を提出する期間は、令和8年12月9日（水）から令和8年12月11日（金）までの午前9時から午後4時までとする。
- (2) 書類を送付する場合は、令和8年12月11日（金）までに到着のものに限り受け付ける。この場合において、小学校長は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法（受付・配達記録が残りがかつ対面で受け渡しができる方法）で送付するものとし、送付した時点で、出願者数等について出願先中学校長宛て電話で報告するものとする。

8 受検票の交付

- (1) 出願先中学校長は、小学校長から提出された書類を確認のうえ、送付書（様式第7号）とともに、受検番号を付した出願者一覧表1通および受検票を、令和8年12月22日（火）までに小学校長に交付するものとする。
- (2) 小学校長は、令和9年1月7日（木）までに、受検票を出願者に交付するものとする。

第5 選 抜

1 検査

出願者全員に対して、作文、適性検査および面接を課すものとし、その期日、時間、方法および場所は、次のとおりとする。

- (1) 期日 令和9年1月9日（土）

- | | | |
|--------|-------------|-----------|
| (2) 時間 | 9:00～9:20 | 出欠確認、一般注意 |
| | 9:30～10:10 | 作 文 |
| | 10:35～11:15 | 適性検査 |
| | 11:40～16:10 | 面接（集団） |

- (3) 方法

ア 作 文 文章や資料等から情報を読み取り、整理・分析して考えをまとめる力、考えたことや感じたことを論理的に表現する力等をみる。

イ 適性検査 課題を見つけよりよく問題を解決する力、分析したことなどを説明する力等をみる。

ウ 面 接 出願者の意欲、目的意識、興味・関心等をみる。

- (4) 場所 出願先中学校

2 選抜方法等

出願先中学校長は、個人調査報告書、作文、適性検査および面接の結果について総合的な評価を行ったうえで入学許可予定者を決定するものとする。

3 入学許可予定者の発表

- (1) 入学許可予定者の発表は、令和9年1月20日（水）の午後3時に出願先中学校のウェブページに掲載するものとする。

(2) 出願先中学校長は、入学許可予定者に対して入学許可予定者証明書を交付し、小学校長に入学許可予定者の通知をするものとする。

4 市区町村教育委員会への届出

入学許可予定者の保護者等は、入学許可予定者証明書を持参のうえ、県立中学校に就学する旨を、入学許可予定者の住所の存する市区町村教育委員会に、令和9年1月29日（金）までに届け出なければならない。

5 追検査

(1) 対象者 インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、令和9年1月9日（土）に実施する作文、適性検査および面接（以下「本検査」という。）の全てを受検できなかった者の中で、追検査の受検を希望する者。

(2) 申請期日 受検希望者は、令和9年1月12日（火）から令和9年1月13日（水）の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、小学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先中学校長に提出しなければならない。

(ア) 追検査受検願（様式第11号）

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。

イ 申請手続は、出願先中学校で行うものとし、郵送による手続は認めない。

ウ 小学校長から追検査の受検希望の報告を受けた出願先中学校長は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、出願先中学校長から小学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

(4) 追検査期日等

ア 期日 令和9年1月16日（土）

イ 時間 1(2)に同じ。

ウ 方法 1(3)に同じ。

エ 場所 1(4)に同じ。

(5) 選抜方法等 2に同じ。

(6) 入学許可予定者の発表 3に同じ。

(7) 市区町村教育委員会への届出 4に同じ。

第6 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

第7 入学者選抜結果の本人への提供

入学者選抜結果の本人への提供（検査結果提供）については、次のとおりである。

- 1 請求方法
県立中学校入学者選抜の受検者本人による口頭での請求とする。
- 2 請求を行うことができる者
県立中学校入学者選抜の受検者
- 3 対象となる個人情報の内容
作文の合計得点、適性検査の合計得点、総合順位
- 4 請求を行うことができる期間
令和9年1月21日（木）から令和9年2月19日（金）までの午後3時から午後4時40分までとする。
ただし、土曜日、日曜日、祝日および学校の指定する日を除く。
- 5 請求を行うことができる場所
県立中学校入学者選抜の受検校
- 6 本人確認のための必要書類
受検票とする。ただし、受検票を紛失した場合は、本人確認の書類（パスポート、マイナンバーカードのいずれか）により確認する。

第8 その他

- 1 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法（受付・配達記録が残りがかつ対面で受け渡しがされる方法）によるものとする。
- 2 県外出願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、出願先中学校長または県教育長が行うものとする。
- 3 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、小学校長は、志願者の状況について、出願先中学校長宛て申し出るものとする。
- 4 出願先中学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、出願者に対して必要な指示を行うことができる。
- 5 取得した個人情報は、本要項に定める選抜の実施、および入学許可予定者発表後の事務処理にのみ用いることとし、その他の目的で使用しない。
- 6 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。